

事務連絡  
令和2年4月6日

地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様

北アルプス広域連合  
介護福祉課長 麻田 俊一

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる  
サービス利用者への対応について（依頼）

日頃より、当広域連合の介護保険業務に関し、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症について、各地域包括支援センター・居宅介護支援事業所におかれましては、予防の徹底またサービスの調整などご尽力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大している中で、4月6日現在、管内サービス事業所からの、感染症発生の報告は受けておりませんが、万が一、担当している被保険者の利用するサービス事業所において、感染症の発生や感染症拡大防止のために休止（一時停止）となった場合を想定し、担当している利用者及び家族に、連絡調整等を行う際において、大変お手数ではございますが、下記の内容について、ご説明いただきますようご協力お願いいたします。

事前にご説明いただきたい内容

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、利用しているサービス事業所が一時的に休止や規模縮小となるなど、通常のサービス利用が出来なくなる可能性があります。そうなった場合、サービス提供時間の縮小や回数の見直しまた別事業所でのサービス提供などの対応も考えられますので、ご利用者およびご家族には、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒、事情ご理解いただきご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所におかれましては、ご利用者のサービス調整等、日々ご対応いただいているところですが、国通知「人員基準等の臨時的な取扱いについて」で示されているとおり、感染症拡大防止の観点から、モニタリング・担当者会議等の開催について電話連絡・紙面でのやり取りでも可能としています。別紙確認いただく中で、ご対応いただきますようお願いいたします。

北アルプス広域連合  
担当：介護福祉課介護保険係 麻田 太田  
電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011  
E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

## 感染拡大防止等の対応によるモニタリング等の支援業務について

感染拡大防止という観点などから、通常の支援業務（モニタリング・担当者会議等）の実施が困難な場合、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどによる状態確認などの対応も可能です。実施困難の判断についても、事業所においてご判断いただいでけっこうです。この際、実施困難な状況やその場合の支援の内容については必ず、支援経過等に残していただきますようお願いいたします。

（参考）

国事務連絡 令和2年2月28日付け新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

（答）

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。